

集荷円滑化対策実施要綱

	平成16年4月1日付け15総食第827号
一部改正	平成18年4月17日付け17総食第1214号
一部改正	平成19年3月30日付け18総食第1344号
一部改正	平成23年1月6日付け22総食第944号
一部改正	平成23年4月1日付け22総食第1185号
一部改正	平成23年8月31日付け23総合第1105号
一部改正	平成24年1月20日付け23生産第5420号
一部改正	平成24年3月29日付け23生産第6201号
一部改正	平成25年5月16日付け24生産第3076号
一部改正	平成26年3月19日付け25生産第3428号
一部改正	平成26年4月25日付け26生産第399号
一部改正	平成26年12月22日付け26生産第2410号
一部改正	平成27年3月27日付け26生産第3127号
一部改正	平成27年9月30日付け27生産第1764号
一部改正	平成28年3月24日付け27政統第837号
一部改正	平成29年3月21日付け28政統第1857号
一部改正	平成30年3月26日付け29政統第1906号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

豊作により生ずる過剰米については、自己責任の考え方に沿って処理することを基本とし、需要に応じた売れる米づくりの促進を図るとともに、国内主食用米の価格の低下による農業経営への影響を防ぐ必要がある。このため、無利子短期融資の仕組みを活用して、農業者による過剰米の区分出荷を促すとともに、農業者団体等による主体的な販売環境整備の取組を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その米を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理する集荷円滑化対策（以下「本対策」という。）を以下に定めるところにより実施するものとする。

第2 対策の実施主体

本対策の実施主体は、第3の1及び2の事業については、米穀安定供給確保支援機構（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する米穀安定供給確保支援機構をいう。以下「機構」という。）、第3の3の事業については、米穀の出荷を事業とし、法第5条第1項による認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した者（以下「認定方針作成者」という。）を構成員とする全国団体（以下「全国出荷団体」という。）とする。

第3 対策の内容

1 過剰米短期融資事業

機構は、認定方針に従って米穀の生産を行い、本事業に加入する生産者（以下「事業加入者」という。）からの生産者拠出金と国からの無利子貸付け等により資金（以下「過剰米対策資金」という。）を造成し、事業加入者に対して、豊作による過剰米を国内主食用米等他の米穀と区分し、在庫として保有する措置（以下「区分保管」という。）の実施のために必要な資金に充てるための無利子資金の貸付けを行う。

2 過剰米短期融資円滑化事業

機構は、国からの助成等により資金（以下「過剰米短期融資円滑化資金」という。）を造成し、認定方針作成者が、事業加入者から集荷した又は事業加入者として自らが生産した豊作による過剰米を区分保管し、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理することを支援するため、助成金を交付するとともに、貸し付けた無利子資金の償還が米穀で行われた場合、当該米穀を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理する。

3 集荷奨励事業

全国出荷団体は、その構成員であり、かつ認定方針作成者である出荷を行う団体等（以下「産地出荷団体等」という。）が、1の事業により豊作による過剰米を自らの認定方針に参加する事業加入者から国内主食用米等他の米穀と区分して集荷する取組を支援するため、国からの助成による助成金の交付を行うこととする。

第4 対策の実施

1 加入契約等

第3の1の事業に加入しようとする米穀の生産者は、次のいずれかの方法により加入するものとする。

ア 自らが認定方針作成者である生産者にあつては、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定めるところにより、機構と加入契約を行う（以下「直接加入」という。）。

イ 認定方針に参加している生産者にあつては、政策統括官が別に定めるところにより、自らが参加する認定方針作成者と第3の1の事業への加入手続及び同事業における貸付申請等の手続に係る委託契約（以下「生産者加入契約」という。）を締結し、当該認定方針作成者が、アに準じて、機構と加入契約を行う（以下「団体加入」という。）。ただし、自らが認定方針作成者である生産者にあつても、他の認定方針作成者と生産者加入契約を締結し、団体加入を行うことができるものとする。

2 生産者拠出金

(1) 機構は、毎年、事業加入者から、政策統括官が別に定めるところにより算出された生産者拠出金を納付させるものとする。

(2) 機構に団体加入した認定方針作成者は、生産者加入契約を締結した米穀の生産者

(以下「契約生産者」という。)から、生産者拠出金を納付させ、契約生産者に係る生産者拠出金を取りまとめの上、機構に対して納付するものとする。

3 豊作による過剰米数量の算出等

機構に直接加入又は団体加入をした認定方針作成者(以下「契約方針作成者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たす場合、政策統括官が別に定めるところにより、事業加入者ごとに豊作による過剰米数量を算出する。なお、団体加入の場合、契約方針作成者は契約生産者ごとの豊作による過剰米数量を契約生産者に対して通知するものとする。

ア 農林水産統計資料の10月15日現在における全国の作況指数が101以上であること。

イ 農林水産統計資料の10月15日現在における作況指数において、対策加入者の住所を有する都道府県及び地域の作況指数がともに101以上であること。

4 過剰米短期融資事業

(1) 本事業の対象となる米穀(以下「貸付対象米穀」という。)は、次に掲げるア又はイの要件を満たし、かつ、ウからオまでの要件を全て満たす米穀とする。

ア 3の豊作による過剰米数量の範囲内で、政策統括官が別に定める期間に、区分保管しているもの(以下「出来秋区分出荷米穀」という。)であること。

イ 事業加入者が生産した米穀のうち、アの出来秋区分出荷米穀の数量を控除した範囲内で、政策統括官が別に定める期間に、区分保管しているもの(以下「追加区分出荷米穀」という。)であること。

ウ 2の(1)の生産者拠出金の納付を行うとともに、当該年産における生産調整実施者(水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知)第6の1に基づき、地域水田農業推進協議会(同第4の2の(1)に定める地域水田農業推進協議会。以下「地域協議会」という。)の長の確認を受けた者をいう。)の生産したものであること。

エ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第3条に規定する品位等検査を受けているもの(ただし、共同乾燥調製施設等において貯蔵されているものについては、政策統括官が別に定めるところにより、契約方針作成者による自主確認を受けているもの)のうち政策統括官が別に定めるものであること。

オ 政策統括官が別に定める米穀に該当しないものであること。

(2) 貸付対象米穀について、無利子資金の貸付けを受けようとする契約方針作成者は、政策統括官が別に定めるところにより、貸付申請を行うものとする。

(3) 機構は、(2)の貸付申請のあった米穀のうち追加区分出荷米穀に係るものについて、契約方針作成者が貸付申請した数量(以下「貸付申請数量」という。)を合算した数量が、政策統括官が別に定める上限数量を超えるときは、政策統括官が別に定めるところにより、貸付申請数量を削減するものとする。この場合において、機構は契約方針作成者に対して、事業加入者ごとに削減した貸付申請数量を速やかに通知するものとする。

(4) 機構は、契約方針作成者から無利子資金の貸付申請があった場合、政策統括官が

別に定めるところにより、過剰米対策資金から当該契約方針作成者に対して無利子資金を貸し付けるものとする。

- (5) 契約方針作成者は、機構から貸し付けられた無利子資金（以下「貸付金」という。）を政策統括官が別に定めるところにより、機構に対し、償還するものとする。
- (6) 契約方針作成者から機構への償還は、金銭によるもののほか、政策統括官が別に定めるところにより、貸付対象米穀の引渡しによること（以下「現物弁済」という。）もできるものとする。

5 過剰米短期融資円滑化事業

- (1) 本事業の対象となる米穀は、4の(1)に定める貸付対象米穀のうち、次に掲げる要件のいずれか1つ以上を満たすことにより、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理された米穀とする。
 - ア 生産年の翌年の10月末日を基準日とする確認日まで、4の(1)のア又はイの区分保管を行っているものであること。
 - イ 主食用米、加工用米又はミニマムアクセス米が販売されている用途（以下「既存用途」という。）以外の用途に供したものであること又は供することが確実と見込まれるものであること。
 - ウ 既存用途であっても、米以外の原料や輸入米粉調製品を原料として用いており、当該原料に代替すること又は当該用途の需要を増加させることが確実と見込まれる用途に供したものであること又は供することが確実と見込まれるものであること。
 - エ 機構に対して現物弁済されたものであること。
- (2) 機構は、契約方針作成者が、豊作による過剰米を区分保管し、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理するために必要な経費の2分の1以内について、当該契約方針作成者に対して助成金を交付するものとする。
- (3) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約方針作成者は、過剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、政策統括官が別に定めるところにより、機構に対して、助成金の交付を申請するものとする。
- (4) 機構は、契約方針作成者から助成金の交付申請を受けた場合、政策統括官が別に定めるところにより、助成金の交付を決定するものとする。
- (5) 契約方針作成者は、この事業の実績について、政策統括官が別に定めるところにより、機構に報告するものとする。機構は、この報告を取りまとめ、政策統括官に報告するものとする。
- (6) 機構は、契約方針作成者から事業実績の報告を受けた場合において、内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金を交付するものとする。
- (7) 機構は、契約方針作成者からの貸付けの償還が現物弁済により行われた場合、原則として、(1)のイ又はウの用途に対して現物弁済された米穀を供することにより、当該米穀を国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理し、貸付金の回収を図ることとする。当該米穀の処理に当たっては、機構は、過剰米短期融資円滑化資金のうち、(6)により契約方針作成者に交付された額を差し引いた額を活用

し、機構が現物弁済された米穀を保管し、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理するために必要な経費の2分の1以内に充てることにより、この事業の円滑な実施を図ることとする。

- (8) 機構は、(6)の助成金の交付又は(7)の経費に充てるため、過剰米短期融資円滑化資金を取り崩して、この事業の円滑な実施を図ろうとするときは、政策統括官が別に定めるところにより、資金の取崩しに係る申請を行い、政策統括官の承認を受けるものとする。
- (9) 機構は、(8)の資金の取崩しに係る実績について、政策統括官が別に定めるところにより、政策統括官に報告するものとする。
- (10) 政策統括官は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）に基づき、次に掲げる事項について、指導監督するとともに、必要な措置を講ずることとする。

ア 事業の実施期間

本事業の実施期間は、各事業年度ごとに資金造成の日から10年を超えない範囲内で、各事業年度における事業対象米穀の処理が終了する日までとする。

イ 事業の定期的な見直し

機構は、本事業の実施に当たって、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うものとする。その際、次に掲げる事項について検討し、その結果の公表等必要な措置を講ずるものとする。

- (ア) 本事業の目標（各事業年度における事業対象米穀の処理の実施率10割）の達成度を評価し、公表する。
- (イ) 資金の保有割合（本事業に要する費用に対する保有資金額等の割合）を算出し、その算出に用いた算式及び数値とともに政策統括官に報告し、公表する。
- (ウ) 基金等に関する基準3の(4)のアに定める使用見込みの低い基金等に該当する場合は、本要綱第6の2の(1)の国庫補助金に相当する額を上限に、資金を国に返還する等の資金の取扱いを検討し、当該検討結果を政策統括官に報告し、公表する。

ただし、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要があるときは、政策統括官と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

ウ 基本的事項の公表

機構は、資金の名称、資金額、資金のうち第6の2の(1)の国庫補助金に相当する額、本事業の概要、本事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び本事業の目標について、資金を造成後速やかに公表するものとする。

6 集荷奨励事業

- (1) 本事業の対象となる米穀は、契約方針作成者である産地出荷団体（以下「契約出荷団体」という。）が区分保管した4の(1)に定める貸付対象米穀のうち、5の(1)に定めるところにより、国内主食用米等の需給に影響を与えることなく処理された米穀とする。

- (2) 全国出荷団体は、契約出荷団体が豊作による過剰米を自らの認定方針に参加する対策加入者から国内主食用米等他の米穀と区分して集荷するために必要な経費について、当該契約出荷団体に対して助成金を交付するものとする。
- (3) 本事業の助成金の交付を受けようとする契約出荷団体は、過剰米短期融資事業に係る貸付金を期日までに償還し、政策統括官が別に定めるところにより、全国出荷団体に対して、助成金の交付を申請するものとする。
- (4) 全国出荷団体は、契約出荷団体から助成金の交付申請を受けた場合、政策統括官が別に定めるところにより、助成金の交付を決定するものとする。
- (5) 契約出荷団体は、この事業の実績について、政策統括官が別に定めるところにより、全国出荷団体に報告するものとする。全国出荷団体は、この報告を取りまとめ、政策統括官に報告するものとする。
- (6) 全国出荷団体は、契約出荷団体から事業実績の報告を受けた場合において、内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

第5 資金の管理等

1 資金の造成

- (1) 機構は、次に掲げる資金をもって過剰米対策資金を造成する。
 - ア 第4の2により生産者が拠出する生産者拠出金
 - イ 第6の1により国が貸し付ける政府貸付金
 - ウ その他の収入
- (2) 機構は、次に掲げる資金をもって過剰米短期融資円滑化資金を造成する。
 - ア 第6の2の(1)により国が補助する国庫補助金
 - イ その他の収入
- (3) 機構は、(1)のア及びイ並びに(2)のアに係る資金収支を明確にしておかなければならない。

2 資金の管理

- (1) 機構は、過剰米対策資金及び過剰米短期融資円滑化資金（2において「資金」という。）を次に掲げる方法により管理するものとする。
 - ア 銀行又は農林中央金庫への預金
 - イ 郵便貯金
 - ウ 国債、地方債、政府保証債又は銀行若しくは農林中央金庫が発行する債券その他政策統括官が指定する有価証券の取得
 - エ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
 - オ ウにより取得した有価証券の信託業務を営む銀行又は信託会社への信託
- (2) (1)の管理により生じる果実の取扱いについては、政策統括官が別に定めるものとする。
- (3) 機構は、資金に余剰を生じた場合には、これを翌年度以降に繰り越すものとする。ただし、過剰米短期融資円滑化資金については、各事業年度に造成する当該資金ご

とに区分して管理の上、各事業年度における事業対象米穀の処理が終了した上で、資金に余剰を生じた場合は、第6の2の(1)の国庫補助金に相当する額を速やかに国に返還するものとする。

- (4) 機構は、過剰米対策資金を本対策の実施に要する事務費及び管理費等に充てることができるものとする。

3 区分経理

機構は、本対策に係る経理については、年産ごとに区分するとともに、他の事業に係る経理と区分して、特別の勘定を設けて行わなければならない。

第6 国の助成等

1 無利子資金の貸付け

- (1) 国は、法第17条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、機構に対し、政策統括官が別に定めるところにより、第3の1の事業に要する資金の一部を無利子で貸し付ける（以下「政府貸付金」という。）ものとする。
- (2) 機構は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）第5条に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるところにより、政府貸付金を償還するものとする。

2 国の助成

- (1) 第3の2の事業に要する経費について、国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 第3の3の事業に要する経費について、国は、毎年度、予算の範囲内において、全国出荷団体に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 業務方法書

機構は、過剰米短期融資円滑化事業の実施に当たって、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を定め、政策統括官の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 第4の5の(2)の契約方針作成者に対する助成の手続及び手続に必要な様式に関する事項
- (2) 第4の5の(7)の事業の円滑な実施に係る手続及び手続に必要な様式に関する事項
- (3) その他事業の実施に必要な事項

第8 対策の実施期間

本対策のうち第3の2及び第3の3の事業については、その実施期間を平成16年産から平成21年産までの6か年産の米穀に係る期間とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 機構は、当分の間、生産局長の承認を受けて、第5の2の(1)に掲げる方法のほか、過剰米対策資金を預託により管理することができる。
- 3 機構は、平成26年度においては、生産局長の承認を受けて、過剰米対策資金を第5の2の(4)に定める用途のほか、平成25年産米を飼料用等に供する対策及び平成26年産米の売り急ぎ防止支援事業の実施に要する事務費及び管理費等に充てることのできるものとする。
- 4 平成30年度においては、第4にかかわらず、第3の1の事業は実施しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年産以前の米穀については、第4の5の(10)に係る部分を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1の規定による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした認定その他の行為（以下「認定等」という。）は、第1の規定による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省食料産業局長又は生産局長がした認定等とみなし、旧通知の規定により農林水産省総合食料局長に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により農林水産省食料産業局長又は生産局長に対してした申請等とみなす。
- 3 第2の規定による中央卸売市場検査実施要領の廃止に伴い必要な経過措置は、大臣官房検査部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 改正前の集荷円滑化対策実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により農林水産省生産局長がした承認その他の行為は、改正後の集荷円滑化対策実施要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定により農林水産省政策統括官がした承認その他の行為とみなし、旧要綱の規定により農林水産省生産局長に対してした申請その他の行為は、新要綱の相当規定により農林水産省政策統括官に対してした申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。